明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働六）　一

〔告　示〕
○不動産特定共同事業法施行規則第七十一条において読み替えて準用する同令第二十一条第一項第二号の規定に基づく指定をした件（金融庁・国土交通二）　二
○除籍が滅失した件（法務一八）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一九）　三
○令和元年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働一七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産三〇八～三一五）　四
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一六）　五
○危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止又は制限する件（関東地方整備局一）　五

〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項　九

船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第六号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（浄水施設） **第五条**　浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～七　（略） 八　原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。 イ　濾過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。 ロ　地表水を原水とする場合にあっては、濾過等の設備に加え、濾過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。 ハ　地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。 九～十四　（略）	（浄水施設） **第五条**　浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～七　（略） 八　原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ　地表水を原水としないこと。 ロ　紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ　原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 九～十四　（略）